

熱中症対策ポスターを 作成しました

令和7年6月より熱中症対策が強化されました。

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられました。

組合では、現場にいる誰でも、緊急連絡先や処置の手順などをすぐに確認できるよう、掲示用のポスターを作成しました。

○利用方法

別紙ポスターを印刷（出来ればカラー印刷）して、事業所名、緊急連絡先を記入し現場の目につきやすい場所や休憩場所などに掲示してご活用ください。

緊急連絡先の記入例

（事 務 所） ○○○—○○○—○○○○

（建設太郎） ○○○—○○○—○○○○

 安全管理責任者、代表者名など

あの人熱中症かも

その時どうする？
(処置と連絡)

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

緊急連絡先(事務所又は安全管理者)

()	-	-
()	-	-
()	-	-

※熱中症のおそれのある人を見かけたら緊急連絡先へ連絡



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し専門家の支持を仰ぐこと。

救急隊要請
119番へ通報

異常等なし

自力での水分摂取



できない

できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送

経過観察

回復しない、症状悪化

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。